

東吾妻中学校体育施設更新基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

町内にある東吾妻中学校内にある体育館、武道場の老朽化及びグラウンドの不具合が進む状況下において、現在の東吾妻中学校生徒の教育環境を維持しつつ、時代に見合った、より良い教育環境の実現に向けて、体育施設の更新を計画している(以下、「本事業」という。)

今回、体育施設整備にあたり、「東吾妻中学校体育施設更新基本計画策定業務委託仕様書」(以下、「委託仕様書」という。)に基づき、中学校体育施設(体育館、武道場、グラウンド)に関する様々な知見や知識をもって、次年度以降に実施する実施設計に向けて実効性のある基本計画を策定することを目的とし、提案内容、業務遂行能力等を総合的に判断し、最も優れた者を公募型プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)により特定するための必要な事項を、「東吾妻中学校体育施設更新基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領(以下、「本要領」という。)に定めるものとする。

2 プロポーザル実施概要

(1) 業務名称 東吾妻中学校体育施設更新基本計画策定業務委託

(以下、「本業務」という。)

(2) 業務範囲 別紙 委託仕様書のとおり。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和 8(2026)年 2 月 27 日(金)まで

(4) 委託上限額 18,590,000 円(消費税及び地方消費税含む)

(提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格ではない。選定後、契約候補者から見積書を徴収する。)

(5) 発注者 東吾妻町長 中澤 恒喜

(6) 事務局 東吾妻町教育委員会 学校教育課

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046

TEL 0279-68-2111(代)

FAX 0279-25-8177

e-mail ky-shisetsu@town.higashiagatsuma.gunma.jp

3 参加資格要件

以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づき更生手続き開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)。
- (3) 無差別対象殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 東吾妻町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 20 号)第 2 条の規定に抵触していない者であること。
- (5) 令和 6・7 年度東吾妻町競争入札参加資格者名簿において、業種「建築関係建設コンサルタント業務」が登録されている者であること。
- (6) 東吾妻町建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成 18 年 3 月 27 日告示第 26 号)の規定に基づき、指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (7) 本要領の内容及び関係法令を遵守できる者であり、業務について高い知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。
- (8) 群馬県において建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (9) 過去 20 年間(平成 17(2005)年度から令和 6(2024)年度まで)に、元請けとして官公庁から発注された中学校の体育施設(校舎等を含むものも可とする建築物のうち、部室等の付属屋のみである場合は除く)における新築又は改築に係る基本計画策定業務委託又は実施設計業務委託を受託し、この期間内に業務が完了した実績を有する者であること。なお、類似用途として小学校又は義務教育学校の体育施設(校舎等を含むものも可とする建築物のうち、部室等の付属屋のみである場合は除く)における新築又は改築に係る基本計画策定業務委託又は実施設計業務委託の受託実績も認めるものとする。ただし、改修工事又は解体工事のみを対象とした事業は認めない。
- (10) 次に掲げる条件を全て満たす管理技術者を、本業務に配置できること。
 - ① 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定に基づく一級建築士の資格を有する。
 - ② 令和 7(2025)年 8 月 1 日時点で 3 か月以上雇用関係があること。
 - ③ 過去 20 年間(平成 17(2005)年度から令和 6(2024)年度まで)に、元請けとして官公庁から発注された中学校の体育施設(校舎等を含むものも可とする建築物のうち、部室等の付属屋のみである場合は除く)における新築又は改築に係る基本計画策定業務委託又は実施設計業務委託を、管理技術者として経験した実績を有する。なお、類似用途として小学校又は義務教育学校の体育施設(校舎等を含むものも可とする建築物のうち、部

室等の付属屋のみである場合は除く)における新築又は改築に係る基本計画策定業務委託又は実施設計業務委託の受託実績も認めるものとする。ただし、改修工事又は解体工事のみを対象とした事業は認めない。

4 プロポーザル実施スケジュール

内容		期間・期日	提出書類	本要領参照
公告日		令和 7(2025)年 8 月 1日(金)	-	-
第 1 次 審 査	参加申込書 受付期間	【開始】令和 7(2025)年 8 月 1日(金) 【終了】令和 7(2025)年 8 月 20日(水)17 時まで	様式第 2 ～第 6	P.4
	質 問	受付期間	様式第 1	P.5
		回 答	-	
	審査結果発表 及び通知		-	P.5
第 2 次 審 査	技術提案書 受付期間	【開始】令和 7(2025)年 8 月 27日(水) 【終了】令和 7(2025)年 9 月 17日(水)17 時まで	様式第 8 様式第 9	P.5
	質 問	受付期間	様式第 1	P.6
		回 答	-	
	参加辞退		令和 7(2025)年 9 月 8日(月)17 時まで	様式第 7
	プレゼンテーション 及びヒアリング		令和 7(2025)年 9 月 25日(木)予定	-
	審査結果発表 及び通知		令和 7(2025)年 10 月上旬予定	-
委託契約締結		令和 7(2025)年 10 月中旬予定	-	P.8

5 募集要領及び各種様式等の配布

東吾妻町ホームページからダウンロードすることを原則とする。

6 評価及び選定

(1) 審査委員会

プロポーザルの審査は、以下のもので構成する「東吾妻中学校体育施設更新基本計画策定プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」で審査する。

- ① 副町長 1 名
- ② 教育長 1 名
- ③ 教育関係者 1 名
- ④ 町職員 4 名

(2) 評価及び選定方法

- ① 第 1 次審査

「別表 1 第 1 次審査評価基準」に基づき、審査委員会が提出書類の内容の評価を行い、評価点の上位から 5 者(上位から 5 者目となる評価点の者が複数となった場合は、6 者以上)を技術提案予定者として選定し、第 2 次審査に係る技術提案書の提出を要請する。

なお、参加申込者が 5 者以下の場合は、参加資格要件を満たす全ての参加申込者に技術提案書の提出を要請する。

② 第 2 次審査

審査委員会が技術提案書の提出者からのプレゼンテーション及び技術提案書の提出者へのヒアリングを行い、「別表 2 第 2 次審査評価基準」に基づき評価し、第 1 次審査及び第 2 次審査の合計評価点が最も高い者を最優秀提案者(優先交渉権者)、次に高い者を優秀提案者(次点交渉権者)として選定する。なお、最低評価点は満点の 6 割(150 点満点中の 90 点)とし、これに満たない場合は特定しない。

7 第 1 次審査

(1) 参加申込書の提出

① 参加申込書受付期間

令和 7(2024)年 8 月 1 日(金)から令和 7(2025)年 8 月 20 日(水)17 時まで

※土日祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする

② 参加申込方法

③に示す様式に必要事項を記載の上、添付書類とともに 2(6)事務局に提出(持参)すること。

③ 提出書類

以下に示す書類を掲載順に重ねてクリップ等で固定し、正本 1 部、副本 2 部(副本はコピー可)を提出すること。なお、使用する用紙は A4 版縦のみとし、A3 版は折り込みであっても不可とする。

- ・ 様式第 2 参加申込書

- ・ 様式第 3 会社概要書

添付書類 法人登記簿謄本(写し)

一級建築士事務所登録通知書(写し)

- ・ 様式第 4 業務実績調書

添付書類 業務実績を証明する資料(写し)

- ・ 様式第 5 業務実施体制調書

添付書類 資格の免許証(写し)

- ・ 様式第 6 配置予定技術者調書

添付書類 雇用状況に関する資料(令和 7(2025)年 8 月 1 日時点で 3 か月以上雇用していることが証明できるもの(写し))

資格の免許証(写し)

業務実績を証明する資料(写し)

(2) 参加申込に対する質問の受付

① 質問受付期間

令和 7(2025)年 8 月 1 日(金)から令和 7(2025)年 8 月 8 日(金)17 時まで

② 質問提出方法

「様式第 1 質問書」に必要事項及び質問事項を記載し、電子メールにて提出する。その他の方法による質問は一切受け付けない。

③ 質問提出先

2(6)事務局に、件名を「東吾妻中学校体育施設更新基本計画プロポーザル質問書」として電子メールにて提出すること。

なお、質問書を送信した旨を、2(6)事務局に対して必ず電話連絡すること。

④ 回答時期

令和 7(2025)年 8 月 18 日(月)までに随時行う。

⑤ 回答方法

回答は、質問者に対して随時電子メールにて通知する他、全ての質問及び回答の内容を東吾妻町ホームページで公表する。

(3) 参加辞退

① 参加辞退期限

令和 7(2025)年 9 月 8 日(月)17 時まで

② 参加辞退方法

「様式第 7 参加辞退届」に必要事項を記載の上、電子メールにて提出する。その他の方法による参加辞退は一切受け付けない。

③ 参加辞退届提出先

2(6)事務局に、件名を「東吾妻中学校体育施設更新基本計画プロポーザル参加辞退」として電子メールにて提出すること。

なお、参加辞退届を送信した旨を、2(6)事務局に対して必ず電話連絡すること

(4) 第 1 次審査の実施方法

6(1)による審査委員会が、7(1)において提出された書類の内容について、6(2)①に基づき評価を行う。

(5) 第 1 次審査結果の発表及び通知

令和 7(2025)年 8 月 27 日(水)以降、7(1)により参加申込を行った者全てに対して電子メールにて審査結果を通知する。

8 第 2 次審査

(1) 技術提案書の提出

① 技術提案書受付期間

令和 7(2025)年 8 月 27 日(水)から令和 7(2025)年 9 月 17 日(水)17 時まで

※土日祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする

② 提出方法

③に示す様式に必要事項を記載の上、添付書類とともに2(6)事務局に提出(持参)すること。

③ 提出書類

以下に示す書類を掲載順に重ねてクリップ等で固定し、正本 1 部、副本 10 部(副本はコピー可)を提出すること。提出書類は A4 版縦に合わせて製本するものとし、A3 版は Z 折りにして折り込むこと。なお、技術提案書による提案は、提案者 1 者あたり技術提案書 1 件、提案内容 1 案とし、同提案者による複数提案は認めない。

・ 様式第 8 見積書

添付書類 積算内訳(業務(作業)別)※A4 版縦とする

・ 様式第 9 技術提案書(表紙)

添付書類 技術提案書(A3 版横 2 枚(片面)任意様式)

④ 記載内容

以下に示す内容を含むこと

- ・ 本業務の実施方針
- ・ 本業務の実施工程
- ・ プロジェクト体制図
- ・ テーマ 1:基本計画のコンセプト
- ・ テーマ 2:生徒や関係者の意見やアイデアの収集・分析・反映方法
- ・ テーマ 3:プラン案の説明方法と意見やアイデアの収集・分析・反映方法
- ・ テーマ 4:東吾妻町唯一の中学校の体育施設への有意義な提案

(2) 技術提案書に対する質問の受付

① 質問受付期間

令和 7(2025)年 8 月 1 日(金)から令和 7(2025)年 8 月 28 日(木)17 時まで

② 質問提出方法

「様式第 1 質問書」に必要事項及び質問事項を記載し、電子メールにて提出する。その他の方法による質問は一切受け付けない。

③ 質問提出先

2(6)事務局に、件名を「東吾妻中学校体育施設更新基本計画プロポーザル質問書」として電子メールにて提出すること。

なお、質問書を送信した旨を、2(6)事務局に対して必ず電話連絡すること。

④ 回答時期

令和 7(2025)年 9 月 4 日(木)までに随時行う。

⑤ 回答方法

回答は、質問者に対して随時電子メールにて通知する他、全ての質問及び回答の内容を東吾妻町ホームページで公表する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案の内容確認や補足説明を受けることを目的として、提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを行う。

① プレゼンテーション及びヒアリングの日程等

令和 7(2025)年 9 月 25 日(木) 東吾妻町役場(予定)

※時間、場所等の詳細は、技術提案者(第 2 次審査対象者)にのみ、別途通知する。

② プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法

1 技術提案者ごとに 40 分(プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分)とし、審査委員会による審査を行う。審査順序は受付順とする。

③ 出席者

配置予定管理技術者を含む計 3 名までとする。

※配置予定管理技術者は原則出席すること

④ 留意事項

- ・ プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した技術提案書に基づき実施するものとし、追加資料の提出や使用は一切認めない。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングは、町が用意するスクリーン及びプロジェクターを利用できるものとするが、プロジェクターに接続するパソコン等の端末は技術提案者が持参すること。当日使用するスクリーン及びプロジェクターの仕様については、技術提案者(第 2 次審査対象者)にのみ、別途通知する。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 第 2 次審査結果の発表及び通知

① 第 2 次審査の実施

6(1)による審査委員会が、8(1)において提出された書類の内容について、6(2)②に基づき評価を行う。

② 審査結果の発表

令和 7(2025)年 10 月上旬に東吾妻町ホームページに審査結果を掲載する。あわせて、7(1)により参加申込を行った者全てに対して電子メールにて審査結果を通知する。

③ 審査結果説明請求

- ・ 審査結果の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 7 日以内(土日祝日を除く)に、当該通知に関する説明を書面により求めることができる。
- ・ 前項の書面は、東吾妻町長宛に作成し、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、選定結果の通知に対して説明を求める旨を記載し、社印及び代表者印を押印の上、事務局に持参により提出すること。(土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)
- ・ この回答は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日(土日祝日を除く)以内に書面にて行うものとする。

9 委託契約締結

審査委員会の評価した第1次審査及び第2次審査の合計評価点が最も高い者を最優秀提案者（優先交渉権者）として特定し、技術提案書に記載された内容をもって契約に係る協議を行い、契約を締結するものとする。

ただし、最優秀提案者（優先交渉権者）が特別な事由により契約を締結しない場合、又は協議が整わなかった場合は、その特定を取り消して、優秀提案者（次点交渉権者）と協議を行う場合がある。

なお、契約の締結は東吾妻町契約規則（平成23年8月31日規則第14号）に基づいて行う。

10 提出書類の取扱い

- （1）提出書類の返却は行わない。
- （2）各書類の提出期限以降の差替え、訂正、不足書類の追加や再提出等は一切認めない。ただし、町の判断により補足資料等の提出を求める場合がある。
- （3）提出書類の著作権は、技術提案者に帰属するが、町は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業、その他町が必要と認める場合は、技術提案者の承諾なく無償で利用できるものとする。
- （4）技術提案書の内容は、基本計画策定段階や基本・実施設計段階等の各段階において時勢等による柔軟な対応が行われる場合があるため、全てを実施することを保証するものではない。
- （5）技術提案書に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、出典を明示するとともに技術提案者が全て著作権者の承諾を得ておくこと。

11 その他留意事項

- （1）参加申込者（技術提案者）が次のいずれかに該当する場合は失格となる。
 - ① 提案者を選定する日時までに「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
 - ② 技術提案書等の提出方法及び提出期限を遵守しなかった場合。
 - ③ 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類に記載した配置予定管理技術者が変更になる場合、又は当該業務に従事できなくなった場合。ただし、止むを得ない事情があるものとして審査委員会が認める場合は、この限りでない。
 - ⑤ 審査委員会委員や事務局等、当該事業の関係者に当該事業に関する助言を求めたり、不正な接触を行う等、選定結果に影響を与えたりするような不誠実な行為を行った場合。
 - ⑥ その他、審査委員会が不適格と認めた場合。
- （2）提出書類の作成及び提出、ヒアリング及びプレゼンテーション参加の経費は提案者の負担とする。

- (3) 本業務受託者は、必要に応じて本業務履行期間内に実施される当該計画策定に関する検討委員会等に出席し、説明や質疑に真摯に対応すること。また、当該検討委員会等の結果を発注者の指示に従い計画に反映すること。
- (4) 町は、プロポーザル辞退者に対し、その後不利益な取り扱いを行わない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、東吾妻町情報公開条例(平成 18 年 3 月 27 日条例第 9 号)に基づき、提出書類等を公開するものとする。
- (6) その他、本要領に記載のない事項については、その都度協議するものとする。

別表 1 第 1 次審査評価基準

評価項目		評価のポイント	評点
業務遂行能力 (企業)	有資格者数	所属する一級建築士有資格者数	5 点満点
	業務実績	同種または類似業務の実務実績(過去 20 年)	5 点満点
業務遂行能力 (管理技術者)	実務経験	実務経験の年数	10 点満点
	業務実績	同種または類似業務の実務実績(過去 20 年)	5 点満点
業務実施体制 (配置技術者)	サポート体制	配置技術者数	5 点満点
合計			30 点満点

別表 2 第 2 次審査評価基準

評価項目		評価のポイント	評点
技術提案内容	業務実施方針	本要領等を理解し、東吾妻町の実情に見合った実施方針が立案されているか	20 点満点
	業務実施工程	本要領等を理解し、東吾妻町の実情に見合ったスケジュールが立案されているか	20 点満点
	プロジェクト体制	本事業を多角的な視野をもって工程どおりに業務遂行できる体制が整っているか	10 点満点
	技術提案の 各視点	①テーマ 1 基本計画のコンセプト	25 点満点
		②テーマ 2 生徒や関係者の意見やアイデアの収集・分析・反映方法	10 点満点
		③テーマ 3 プラン案の説明方法と意見やアイデアの収集・分析・反映方法	10 点満点
		④テーマ 4 東吾妻町唯一の中学校の体育施設への有意義な提案	25 点満点
	合計		120 点満点